

発電事業届出書等の記載要領

平成28年3月制定
令和6年6月改正
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部電力基盤整備課
電力供給室

項 目	内 容								
1. 発電事業届出書 (1) 基本事項	○ 発電事業を営もうとする者は、発電事業届出書を提出すること。 ○ 発電事業届出書は、事業者がその設置する全ての発電等用電気工作物について1部提出すること（発電等用電気工作物又は特定発電等用電気工作物ごとに管理者（発電所又は蓄電所の所長等）が提出するものではない。）。								
(2) 「発電事業」の定義	○ 「発電事業」とは、次の①～③の要件を満たす発電等用電気工作物（以下「特定発電等用電気工作物」という。）における小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業（以下「小売電気事業等」という。）の用に供するための接続最大電力（以下「小売電気事業用等接続最大電力」という。）の合計が1万キロワットを超えるものをいう。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th><th>例（イメージ図）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 出力が1,000kW以上であること</td><td> </td></tr> <tr> <td>② 出力の値（kW）に占める、小売電気事業用等接続最大電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）</td><td> </td></tr> <tr> <td>③ 1年間で発電し、又は放電する電気の量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電気の量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）</td><td> </td></tr> </tbody> </table> <凡例> Ⓔ：発電等用電気工作物 ▨：発電所又は蓄電所の構内 —：自己が維持又は運用する電線路 —：一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び送電事業者が維持又は運用する電線路 ○：接続地点 注1：要件の判断に係る算定に当たっては、複数の発電等用電気工作物が同一の接続地点に接続している場合は、一つの発電等用電気工作物とみなす。 注2：特定発電等用電気工作物に該当しない電気工作物は、発電事業の要件（小売電気事業用等接続最大電力の合計が1万kW又は10万kWを超えるもの）の判断に係る算定に含めない。	要件	例（イメージ図）	① 出力が1,000kW以上であること		② 出力の値（kW）に占める、小売電気事業用等接続最大電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）		③ 1年間で発電し、又は放電する電気の量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電気の量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）	
要件	例（イメージ図）								
① 出力が1,000kW以上であること									
② 出力の値（kW）に占める、小売電気事業用等接続最大電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）									
③ 1年間で発電し、又は放電する電気の量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電気の量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えること）									

	注3：「出力」は、原則として、認可出力とする。工事計画認可の前は、最大出力とする。休止している発電等用電気工作物も含まれる。休止している発電等用電気工作物の届出への記載方法は出力を「0」と記載し、括弧書きで認可出力を記載すること。 注4：一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物（一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であって、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電氣的に接続されているものを含む。）とを直接に電氣的に接続する地点（以下「接続地点」という。）における最大の電力量には、所内消費（所内率）、自家消費、特定供給及び自己託送に係る電気供給は含まれない。 注5：「小売電気事業用等接続最大電力」は、発電量調整供給兼基本契約申込書の様式の同時最大受電電力に記載される数値から、自己託送に係る電力を除いたものをいう。一般送配電事業者と契約を締結していない場合は、自家消費等の負荷設備（計画を含む）から推計し、説明可能な数値を記載すること。 注6：「1年間で発電し、又は放電する電気の量」は、年間の所内消費（所内率）を除いたものをいう。 注7：発電し、又は放電する電気の量の算定期間の「1年間」は、原則として、届出を行う日が属する年度の前年度の1年間（4月1日から3月31日まで）を目安とする。ただし、現に発電事業を行っておらず今後発電事業を営もうとしている者が届出を行う場合は、発電事業を開始する日から1年間の電力量の見込みを目安とする。 注8：一般送配電事業者が保有する変電所等に併設される蓄電用の電気工作物であって、発電事業の定義を満たすものについては、発電事業の届出の対象とする。 (3)記載事項 ○以下の項目を記載すること。 ・住所 ・名称及び代表者の氏名 ・主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地 ・発電事業の用に供する発電用の電気工作物に係る発電所等の名称、設置の場所、原動力の種類、周波数、出力及び運転開始の予定年月日 ・発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物に係る蓄電所等の名称、設置の場所、周波数、出力、容量及び運転開始の予定年月日 ・特定発電等用電気工作物に該当する場合は、その出力及び接続最大電力 ・一般送配電事業者又は配電事業者との間で、一般送配電事業用の電気供給（調整用電源等としての電気供給）を行うことを約している場合は、その供給の相手先及びその内容 ・専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物に係る設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力 ・専ら自己の消費の用に供する蓄電用の電気工作物に係る設置の場所、周波数、出力及び容量 ・事業開始の予定年月日 ・電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先 ○代表者の代理人による提出の場合、委任状（様式は任意）又は委任状に準ずる書類（様式は任意）を添付すること。 ○「発電事業の用に供する発電用の電気工作物」には、原則として、特定発電等用電気工作物に該当しない場合も含め、発電事業の用に供する発電用の電気工作物を全て記載すること。ただし、同一の接続地点に接続している一又は二以上の発電用の電気工作物の出力の合計が1,000kW未満の発電用の電気工作物は記載を要しない。 ○「発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物」には、原則として、特定発電等用電気工作物に該当しない場合も含め、発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物を全て記載すること。ただし、同一の接続地点に接続している一又は二以上の蓄電用の電気工作物の出力の合計が1,000kW未満の蓄電用の電気工作物は記載を要しない。
--	---

- 「専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物」は、特定自家用電気工作物に該当する発電用の電気工作物を記載すること。したがって、出力が1,000kW未満の発電用の電気工作物や太陽電池発電及び風力発電による発電用の電気工作物は記載を要しない。
- 「専ら自己の消費の用に供する蓄電用の電気工作物」は、特定自家用電気工作物に該当する蓄電用の電気工作物を記載すること。したがって、出力が1,000kW未満の蓄電用の電気工作物は記載を要しない。
- 「専ら自己の消費の用に供する」とは、発電又は放電した電気の全てを自家消費又は特定供給の用に供することをいう。
- 非常用電源（インターロックが設置されていないものも含む）は、記載を要しない。
- 「原動力の種類」は、火力、火力（汽力）、火力（内燃力）、水力（一般）、水力（揚力）、原子力、地熱（フラッシュ）、地熱（バイナリー）、太陽光、風力、バイオマス（専焼）、その他のいずれかを記載すること。
- 「原動力の種類」が火力、火力（汽力）、火力（内燃力）等の燃料を使用する場合、以下から具体的な燃料を記載すること。
石油（重油）、石油（軽油）、石油（灯油）、その他燃料油、石炭、都市ガス、天然ガス（LNG）、副生ガス（高炉ガス、コークスガス、複合ガス）、液化石油ガス（LPG）、その他ガス、バイオマス（混焼）、その他
- ・燃料については、主燃料を最初に記載し、その他混焼燃料は主燃料に続いて記載すること。
 - ・バイオマス（混焼）の場合については、併せて使用する他燃料を必ず記載すること。
- 「周波数」は、50Hz 又は 60Hz のいずれかを記載すること。
- 「出力」、「特定発電等用電気工作物の出力」、「特定発電等用電気工作物の接続最大電力」の単位はkWとし、「容量」の単位はkWhとすること。
(例) 1MWの特定発電等用電気工作物の出力を記載する場合、1,000kWと記載。
- 「出力」等は、記載欄の形式のとおり、発電等用電気工作物ごとに記載すること。
また、発電等用電気工作物に号機等名称がある場合は、出力の数値の後に括弧書きで記載すること。
(例) 1,700kW(1号機)
- 「出力」は、原則として、認可出力を記載すること。ただし、工事計画認可の前は、最大出力を記載すること。再稼働の見込みがない休止をしている発電等用電気工作物の出力は「0」と記載し、括弧書きで認可出力を記載すること。
- 特定発電等用電気工作物に該当しない発電事業の用に供する発電用の電気工作物における「特定発電等用電気工作物の出力」及び「特定発電等用電気工作物の接続最大電力」の欄の記載については、次のとおりとすること。
- ＜要件②に該当しない場合＞

(4)様式等	数値を括弧書きするとともに、括弧の前に－(マイナス)を入れること。 (例) 出力及び特定発電等用電気工作物としての出力 10,000kW、特定発電等用電気工作物としての接続最大電力が 4,000kW の場合の記載。 出力 10,000kW、特定発電等用電気工作物の出力 -(10,000)kW、特定発電等用電気工作物の接続最大電力 -(4,000)kW <要件③に該当しない場合> 数値を括弧書きするとともに、括弧の前に－(マイナス)を入れること。 また、備考欄に「電気事業法施行規則第3条の4第1項第3号の要件に該当しない」と記載すること。 (例) 出力及び特定発電等用電気工作物としての出力 5,000kW、特定発電等用電気工作物としての接続最大電力が 3,000kW の場合の記載。 出力 5,000kW、特定発電等用電気工作物の出力 -(5,000)kW、特定発電等用電気工作物の接続最大電力 -(3,000)kW 備考：電気事業法施行規則第3条の4第1項第3号の要件に該当しない。 ○「特定発電等用電気工作物の出力」、「特定発電等用電気工作物の接続最大電力」は、2以上の発電等用の電気工作物が同一の接続地点に接続している場合、その接続地点における合計値を記載すること。 ただし、休止している発電等用電気工作物の出力については「特定発電等用電気工作物の出力」には合算しないこととする。 ○「特定発電等用電気工作物の接続最大電力」は、自己託送を行っている場合は、自己託送に係る電力を備考欄に付記すること。 ○「供給の相手方」及び「供給の内容」は、届出をしようとする者が一般送配電事業者又は配電事業者との間で一般送配電事業の用に供する電気の供給（調整用電源、離島供給又は最終保障供給のための電気供給）を行う旨の契約を締結している場合に限る。 ○届出時点で、「特定発電等用電気工作物」の建設工事中又は建設工事準備中などにより、運転を開始していない特定発電等用電気工作物については、備考欄に「工事中」などの記載を付記すること。 ○「常時出力」及び「常時せん頭出力」は、設定されていない場合、－を記載すること。また、0と設定されている場合は0と記載すること。 ○「専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物」又は「専ら自己の消費の用に供する蓄電用の電気工作物」について、逆潮流防止設備（逆電力リレー（逆電力継電器、R P R（Reverse Power Relay））を含む保護リレーを設置している場合は、その旨を備考欄に記載すること。 ○事業開始年月日については、発電事業の要件を満たす年月日を記載すること。 ○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。 ○発電所又は蓄電所の概要がわかる書類（発電所又は蓄電所の全体図等）を添付すること。 様式は任意とするが、発電所又は蓄電所の位置を特定するため、発電所又は蓄電所
--------	---

(5) 提出先 (6) 提出期限 (7) 関連手続	の住所及び所在のわかる地図（1 万～2 万分の 1 程度）を含むこと。 ○電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）への加入に関する書類を添付すること。詳細は下記「(7)関連手続」を参照。 ○一般送配電事業者又は配電事業者による一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電し、当該電気を供給することを約している場合は、その供給の相手方との契約書の写しを添付すること。 ○他事業者から譲渡された発電等用電気工作物により事業を開始する場合は、譲渡されたことがわかる書類の写し（譲渡契約書の写し等）を添付すること。 ○郵送、持参又は電ガネットポータル（電子申請）にて届出をすること。 ○発電事業の用に供する電気工作物が設置された場所を管轄区域とする経済産業局に提出すること。ただし、出力の合計が 200 万 kW を超える発電等用電気工作物を設置している事業者又は当該電気工作物を複数設置している事業者であって、これらのうち一又は複数を他の経済産業局の管轄区域内に設置している者は、資源エネルギー庁（電力基盤整備課電力供給室）に提出すること。届出書の宛名は、前者については当該経済産業局長名（沖縄管内については、内閣府沖縄総合事務局長名）、後者については経済産業大臣名とすること。 ○発電事業を営もうとする者は、実際に発電事業を営むまでに提出すること。なお、事業を営もうとする者は、立地可能性調査を終えて、発電事業のための用地取得の開始する場合等は届出を行うことが望ましい。なお、届出を行わずに発電事業を営んだ場合、電気事業法違反となる。 ○広域機関の会員でない者は、発電事業届出書の提出に先立って、広域機関へ加入仮申請の手続を行うこと。その場合、以下の手順に従うこと。 ①「加入仮申請受付表示」を添えて、経済産業大臣に発電事業届出書を提出する。 ②広域機関から加入・会費請求等の連絡があった後、広域機関加入届書を資源エネルギー庁に提出する（届出書の宛名は経済産業大臣名、加入年月日は発電事業届出書が受領された日。）。 ○既に広域機関の会員である者は、発電事業届出書の提出に当たって、広域機関加入通知書の写しを併せて添付すること。
2. 変更届出書 (1) 記載事項	○変更箇所のみ記載し、その他の記載欄は空欄とすること。 ○発電事業変更届出書は、変更が生じる届出事項によって、提出するタイミングが異なる。 届出提出のタイミングは以下の 3 通り。 ①事後遅滞なく届出 ②変更の 10 日前までに届出 ③変更の 9 か月前までに届出 ①の変更届出事項 ・住所 ・名称及び代表者の氏名 ・主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地

- ・（電気工作物自体の出力に変更が生じない）特定発電等用電気工作物の出力及び接続最大電力
- ・一般送配電事業者又は配電事業者との間で、一般送配電事業用の電気供給（調整用電源等としての電気供給）を行うことを約している場合は、その供給の相手先及びその内容
- ・専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物に係る設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
- ・専ら自己の消費の用に供する蓄電用の電気工作物に係る設置の場所、周波数、出力及び容量
- ・運転開始の（予定）年月日
- ・電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

②の変更届出事項

- ・発電事業の用に供する発電用の電気工作物に係る設置の場所、原動力の種類、周波数
- ・発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物に係る設置の場所、周波数、容量
- ・発電事業の用に供する発電等用電気工作物に係る出力の変更のうち以下のいずれかの要件に該当する場合
 - 発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力を増加する場合
 - 発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力を 10 万 kW 未満減少する場合
 - 発電事業の用に供する出力 10 万 kW 未満の発電等用電気工作物の廃止又は再稼働の見込みがない休止を行う場合

③の変更届出事項

- ・発電事業の用に供する発電等用電気工作物に係る出力の変更のうち以下のいずれかの要件に該当する場合
 - 発電事業の用に供する発電等用電気工作物の出力を 10 万 kW 以上減少する場合
 - 発電事業の用に供する出力 10 万 kW 以上の発電等用電気工作物の廃止又は再稼働の見込みがない休止を行う場合

○②③の変更届出を行う場合

出力増加の場合

- ・出力は変更後の出力を記載し、括弧書きで増加量を記載すること。
- ・変更の予定年月日に「出力増加予定の年月日」を記載すること。

出力減少の場合

- ・出力は変更後の出力を記載し、括弧書きで減少量を記載すること。
- ・変更の予定年月日に「出力減少予定の年月日」を記載すること。

(例)

出力	特定発電等用 電気工作物の 出力	特定発電等用 電気工作物の 接続最大電力	容量	供給の 相手方	供給の 内容	運転開始 の（予定） 年月日	変更の予定 年月日
4,000 (+2,000) (1号機)	5,000 (+1,000)	5,000 (+1,000)					2022/11/30

1,000 (-1,000) (2号機)							2022/11/30	
----------------------------	--	--	--	--	--	--	------------	--

再稼働の見込みがない休止の場合

- ・出力は「0」と記載し、括弧書きで認可出力を記載すること。
- ・変更の予定年月日に「休止予定の年月日」を記載すること。
- ・備考欄に「休止」と記載すること。

(例)

出力	特定発電等用 電気工作物の 出力	特定発電等用 電気工作物の 接続最大電力	容量	供給の 相手方	供給の 内容	運転開始の (予定) 年 月日	変更の予定 年月日
0 (1,700) (1号機)	0	0					2022/11/30

廃止の場合

- ・出力は「0」と記載すること。
- ・変更の予定年月日に「廃止予定の年月日」を記載すること。
- ・備考欄に「廃止」と記載すること。

(例)

出力	特定発電等用 電気工作物の 出力	特定発電等用 電気工作物の 接続最大電力	容量	供給の 相手方	供給の 内容	運転開始の (予定) 年 月日	変更の予定 年月日
0 (1号機)	0	0					2022/11/30

※事業者として稼働時期が見通せない原子力の発電用の電気工作物において「出力」は「0」と記載し、括弧書きで認可出力を記載した上で、備考欄に「稼働時期が見通せない原子力」と付記すること。

(例)

出力	特定発電等用 電気工作物の 出力	特定発電等用 電気工作物の 接続最大電力	容量	供給の 相手方	供給の 内容	運転開始の (予定) 年月日	変更の 予定 年月日	備考
0 (600,000) (1号機)	600,000 0	600,000					2022/11/30	(稼働時期が見通せない原子力)

○調整力公募等に伴い、一般送配電事業及び配電事業の用に供する電気の供給（調整用電源、離島供給又は最終保障供給のための電気供給）を行う旨の契約を新たに締結、解除した場合は、変更届出を行うこと。

○届出内容が発電所又は蓄電所の新設の場合は、以下の書類を届出時に併せて提出すること。

- ・発電所又は蓄電所の概要がわかる書類（発電所又は蓄電所の全体図等）
- ・発電所又は蓄電所の住所及び所在のわかる地図（1万～2万分の1程度）

○届出内容が他事業者からの取得等による発電所又は蓄電所の追加の場合は、以下の

	書類を届出時に併せて提出すること。 ・他事業者から取得したことがわかる書類（譲渡契約書の写し等） ・発電所又は蓄電所の概要がわかる書類（発電所又は蓄電所の全体図等） ・発電所又は蓄電所の住所及び所在のわかる地図（1万～2万分の1程度） また、他事業者へ発電所又は蓄電所を譲渡する場合は、変更を必要とする理由及び変更日を記載した書面（様式は任意）に譲渡先の事業者名を記載すること。 ○事業開始予定年月日及び運転開始の（予定）年月日について、届出時より早期に事業を開始することとなった場合は、その事実が明らかになった日から変更後の開始予定年月日までの間に改めて届出を行うこと。 ○「原動力の種類」、「特定発電等用電気工作物の出力」、「特定発電等用電気工作物の接続最大電力」、「容量」等の変更がある場合は、1. 発電事業届出(3)記載事項を参照のこと。 ○電気関係報告規則第4条の表第16号又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の氏名、名称、住所又は法人代表者の氏名を変更する場合は、届出記載の発電所又は蓄電所について、事前に別表1記載の対象施設等に該当しないか確認するとともに、該当する施設等がある場合は、同表記載の必要な事項を変更理由書に記載すること（本記載要領の参考様式1を参照して作成すること。該当がない場合も該当がない旨、変更理由書に記載することが望ましい。）。 ○電気関係報告規則第4条の表第17号、第17号の2又は第17号の2の2若しくは原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第19号、第20号又は第21号の届出対象外となる廃止、運転号機への活用又は自家用電気工作物としての活用を行う場合は、届出対象の発電所又は蓄電所、電気工作物が別表2、3記載の対象施設等に該当しないか確認するとともに該当する施設等がある場合は、同表記載の必要な事項を変更理由書に記載すること（本記載要領の参考様式1を参照して作成すること。該当がない場合も該当がない旨、変更理由書に記載することが望ましい。）。
(2) 様式等	○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。 ○届出書提出の際には、変更を必要とする理由及び変更日を記載した書面を添付すること（様式は任意）。 なお、出力変更の場合で、届出書備考欄に変更日が記載されている場合については、添付書面に変更日を記載しないことができる。
(3) 提出先	○提出先及び提出部数については、上記1. 発電事業届出書(5)提出先と同様とする。 なお、経済産業局に発電事業届出を行っている事業者が、新たに別の経済産業局の管轄区域内に発電事業の用に供する電気工作物を設置する場合は、既に届け出た発電事業届出書の写し及び変更を必要とする理由を記載した書面を添えた変更届出書を資源エネルギー庁に提出すること。 また、資源エネルギー庁に発電事業届出を行っている事業者が、発電所又は蓄電所を譲渡するなどにより、所有する発電事業の用に供する電気工作物が一つの経済産業局の管轄区域内のみとなった場合には、既に届け出た発電事業届出書の写し及び変更を必要とする理由を記載した書面を添えた変更届出書を当該経済産業局に提出すること。

3. 承継届出書	○承継届出書は、発電事業者の地位を承継した後、遅滞なく提出すること。 なお、発電事業者以外が承継する場合については、経済産業省の窓口が承継届出書を受理した後、広域機関へ通知書を提出すること。 また、本承継により、新たに広域機関の会員となる場合は、広域機関から通知書の写しを受理後、広域機関加入届出書を資源エネルギー庁に提出すること（発電事業の用に供する発電等用電気工作物全てを他社に譲渡することにより廃止となる場合は、譲渡を受ける事業者が承継届出書を提出すること。）。 ○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。 ○承継届出書を提出する際は、被承継事業者が保有する発電所又は蓄電所について、事前に別表 1 記載の対象施設等に該当しないか確認するとともに、該当する発電所又は蓄電所がある場合は、同表記載の必要な事項を記載した書類を承継届出書に添付すること（様式は任意。本記載要領の参考様式 2 を参照して作成すること。該当がない場合も該当がない旨、記載することが望ましい。）。 ○「承継した発電事業の届出年月日」には、被承継者の発電事業届出の受理日を記載すること。ただし、被承継者が過去に事業承継により発電事業者となった場合、当該発電事業承継届出の受理日を記載すること。 ○提出先及び提出部数については、上記 1. 発電事業届出書(5) 提出先と同様とする。 なお、経済産業局に発電事業届出を行っている事業者が、同一管轄区域以外の発電事業者の地位を承継した場合は、資源エネルギー庁に提出すること。 (例) <table><tr><td>【ケース 1】発電事業者である被承継者が全ての事業を譲渡する場合</td></tr><tr><td>被承継者：届出不要 承 継 者：発電事業承継届出書</td></tr><tr><td>【ケース 2】発電事業者である被承継者が事業の一部を譲渡する場合</td></tr><tr><td>被承継者：発電事業変更届出書（譲渡後、発電事業の要件を満たす事業者） 発電事業廃止届出書（譲渡後、発電事業の要件を満たさない事業者） 承 継 者：発電事業変更届出書（承継前から発電事業の要件を満たす事業者） 発電事業届出書（承継後、発電事業の要件を満たす事業者） 届出不要（承継後、発電事業の要件を満たさない事業者）</td></tr></table>	【ケース 1】発電事業者である被承継者が全ての事業を譲渡する場合	被承継者：届出不要 承 継 者：発電事業承継届出書	【ケース 2】発電事業者である被承継者が事業の一部を譲渡する場合	被承継者：発電事業変更届出書（譲渡後、発電事業の要件を満たす事業者） 発電事業廃止届出書（譲渡後、発電事業の要件を満たさない事業者） 承 継 者：発電事業変更届出書（承継前から発電事業の要件を満たす事業者） 発電事業届出書（承継後、発電事業の要件を満たす事業者） 届出不要（承継後、発電事業の要件を満たさない事業者）
【ケース 1】発電事業者である被承継者が全ての事業を譲渡する場合					
被承継者：届出不要 承 継 者：発電事業承継届出書					
【ケース 2】発電事業者である被承継者が事業の一部を譲渡する場合					
被承継者：発電事業変更届出書（譲渡後、発電事業の要件を満たす事業者） 発電事業廃止届出書（譲渡後、発電事業の要件を満たさない事業者） 承 継 者：発電事業変更届出書（承継前から発電事業の要件を満たす事業者） 発電事業届出書（承継後、発電事業の要件を満たす事業者） 届出不要（承継後、発電事業の要件を満たさない事業者）					
4. 休止（廃止）届出書	○発電事業休止（廃止）届出書は、発電事業の用に供する発電等用電気工作物全てを休止又は廃止する場合に届け出ること。 ○出力の合計が 10 万 kW 以上の発電等用電気工作物を休止若しくは廃止することにより、発電事業を休止もしくは廃止する場合は、9 か月前までに発電事業休止（廃止）届出書を提出すること。 ○出力の合計が 10 万 kW 未満の発電等用電気工作物を休止もしくは廃止することにより、発電事業を休止もしくは廃止する場合は、10 日前までに発電事業休止（廃止）届出書を提出すること。 ○届出書提出の際には、休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類を届出書に添				

	付すること（様式は任意）。 ○廃止を必要とする理由には、事業承継によるものではない旨を記載すること。 ○休止の予定期間は、日付まで記載することが原則であるが、日付の特定が困難である場合はこの限りでない。 ○発電事業休止（廃止）届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。 ○提出先及び提出部数については、上記 1. 発電事業届出書(5) 提出先と同様とする。
5. 解散届出書	○発電事業者であった法人が解散した場合、遅滞なく届け出ること。 ○届出書提出の際には、解散を必要とする理由を記載した書類を届出書に添付すること（様式は任意）。 ○解散を必要とする理由には、事業承継によるものではない旨を記載すること。 ○届出書は、電気事業法施行規則に規定された所定の様式を用いること。 ○提出先及び提出部数については、上記 1. 発電事業届出書(5) 提出先と同様とする。

別表 1

氏名、名称、住所又は法人代表者の氏名を変更する場合の届出記載の発電所又は蓄電所で確認する必要がある対象施設及び変更理由書の記載事項は以下の表のとおりとする。

対象施設	変更理由書記載事項	備考
大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第二項に定めるばい煙発生施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ ばい煙発生施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ ばい煙発生施設番号及び名称	ばい煙発生施設番号及び名称については、大気汚染防止法施行令別表 1 の中欄に掲げる号番号及び名称を記載すること。
大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 一般粉じん発生施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 一般粉じん発生施設番号及び名称	一般粉じん発生施設番号及び名称については、大気汚染防止法施行令別表 2 の中欄に掲げる号番号及び名称を記載すること。
大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 水銀排出施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 水銀排出施設番号及び名称	水銀排出施設の種類のについては、大気汚染防止法施行規則別表 3 の 3 に掲げる項番号及び名称を記載すること。
ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 特定施設番号及び名称	特定施設番号及び名称については、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 に掲げる号番号及び名称を記載すること。
水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 特定施設番号及び名称	特定施設番号及び名称については、水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる号番号及び名称を記載すること。
水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該	・ 該当法令条文（水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物	有害物質貯蔵指定施設及び名称については、水質汚濁防止法施行令

当する電気工作物	質貯蔵指定施設) ・発電所又は蓄電所の名称 ・電気工作物名称 ・有害物質貯蔵指定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・有害物質貯蔵指定施設番号及び名称	第二条に掲げる号番号及び物質を記載すること。
騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物	・該当法令条文（騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設） ・発電所又は蓄電所の名称 ・電気工作物名称 ・特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・特定施設番号及び名称	特定施設番号及び名称については、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。
振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物	・該当法令条文（振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設） ・発電所又は蓄電所の名称 ・電気工作物名称 ・対象となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・発電等用電気工作物等の設備番号及び名称	特定施設番号及び名称については、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。

別表 2

電気関係報告規則第4条の表第17号又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第19号の届出から除かれる当該施設の属する発電所又は蓄電所の廃止、若しくは出力の変更に伴い廃止する場合の届出記載の発電所又は蓄電所で確認する必要がある対象施設及び変更理由書の記載事項は以下の表のとおりとする。

確認対象施設	変更理由書記載事項	備考
大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第二項に定めるばい煙発生施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ ばい煙発生施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ ばい煙発生施設番号及び名称	ばい煙発生施設番号及び名称については、大気汚染防止法施行令別表1の中欄に掲げる号番号及び名称を記載すること。
大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 一般粉じん発生施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 一般粉じん発生施設番号及び名称	一般粉じん発生施設番号及び名称については、大気汚染防止法施行令別表2の中欄に掲げる号番号及び名称を記載すること。
大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 水銀排出施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 水銀排出施設番号及び名称	水銀排出施設の種類のについては、大気汚染防止法施行規則別表3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 特定施設番号及び名称	特定施設番号及び名称については、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。
水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設） ・ 発電所又は蓄電所名称 ・ 電気工作物名称 ・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 特定施設番号及び名称	特定施設番号及び名称については、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。

水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 有害物質貯蔵指定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 有害物質貯蔵指定施設番号及び名称	有害物質貯蔵指定施設番号及び名称については、水質汚濁防止法施行令第二条に掲げる号番号及び物質を記載すること。
騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 特定施設番号及び名称	特定施設番号及び名称については、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。
振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 対象となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 発電等用電気工作物等の設備番号及び名称	特定施設番号及び名称については、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。

別表 3

電気関係報告規則第4条の表第17号の2又は表第17号の2の2若しくは原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第20号又は表第21号の届出から除かれる特定施設に該当する電気工作物の一部を廃止する場合の届出記載の発電所又は蓄電所で確認する必要がある対象施設及び変更理由書の記載事項は以下の表のとおりとする。

騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 特定施設となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 特定施設番号及び名称	特定施設番号及び名称については、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。
振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設に該当する電気工作物	・ 該当法令条文（振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第二条第一項の特定施設） ・ 発電所又は蓄電所の名称 ・ 電気工作物名称 ・ 対象となる電気工作物所在地（市町村名までを記載） ・ 発電等用電気工作物等の設備番号及び名称	特定施設番号及び名称については、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。

(参考様式1)

事業者名：_____

電気事業法第27条の2第3項又は第4項に基づく変更理由書

○ 変更理由

○ 変 更 日

○ 対象施設の有無

該当の有無	法令施設	番号及び名称	該当施設名称	施設設置場所 (市町村名まで記載)
	大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設			
	大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設			
	大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設			
	ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設			
	水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設			
	水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設			
	騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項の特定施設			
	振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項の特定施設			

(参考様式2)

事業者名：_____

発電事業承継届出説明書

○ 対象施設の有無

該当の有無	法令施設	番号及び名称	該当施設名称	施設設置場所 (市町村名まで記載)
	大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設			
	大気汚染防止法第二条第十項に規定する一般粉じん発生施設			
	大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設			
	ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設			
	水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設			
	水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設			
	騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項の特定施設			
	振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置する同法第二条第一項の特定施設			